

第四次地域管理経営計画書

第四次変更計画書

(那賀・海部川森林計画区)

計画期間 [自 平成26年4月1日]
[至 平成31年3月31日]

[変更年月 平成30年3月]

四 国 森 林 管 理 局

第四次地域管理経営計画（那賀・海部川森林計画区）の変更について

【変更理由】

以下の理由により、国有林野管理経営規程(平成11年1月21日付け農林水産省訓令第2号)第6条第9項に基づき変更する。

- ① 主伐・再造林の実施に伴う保育量の増
- ② 保護林制度改正に伴う保護林の種類等の変更
- ③ 管理経営の指針の見直し

【変更する項目】

- 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項
(4) 主要事業の実施に関する事項
③ 保育総量
- 2 国有林野の維持及び保存に関する事項
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項
① 保護林

別冊 管理経営の指針

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

③ 保育総量

(単位：ha)

区分	下刈	つる切	除伐
計	42	—	—

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

希少な野生生物が生育・生息する森林において、当該個体群の持続性を向上させ、野生生物の保護等に資することを目的とする希少個体群保護林^{*10}を設定し、設定目的に応じた適切な保護・管理を行う。

本計画区の保護林は下表のとおりである。

保護林の種類別の名称及び面積

種類	名称	面積 (ha)
<u>希少個体群保護林</u>	<u>やりと 鎗戸シコクシラベ (遺伝資源)</u>	<u>30</u>

注：林木遺伝資源保存林「鎗戸シコクシラベ」と植物群落保護林「鎗戸」を統合し、希少個体群保護林「鎗戸シコクシラベ (遺伝資源)」とする。

*10 希少個体群保護林…希少な野生生物の個体群の持続性を向上させ、野生生物の保護、遺伝資源の保護、学術の研究等に資することを目的に保護・管理する、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林